

備前市教育に関する大綱の見直しの進め方

1 大綱の定義

- 大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、詳細な施策について策定することを求めているものではない。
- 大綱は、教育基本法に基づき策定される国の教育振興基本計画における基本的な方針を参照して定める。
- 教育の課題が地域によって様々であることを踏まえ、地方公共団体の長は、地域の実情に応じて大綱を策定する。

2 本市における大綱策定の趣旨

時代に対応した人材を育成するため、教育の高度化はもとより、幼児教育から義務教育、高等教育への一貫した教育、地域と一体となった教育など、今後の本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その施策の根本となる方針を定める。

3 大綱の見直しに際して留意すべきこと

現在、策定作業中である第3次備前市総合計画（後期計画）と整合を図る。

4 策定スケジュール

時 期	事 項	内 容
11月27日	第1回総合教育会議	教育大綱見直しの進め方を説明
12月18日	第2回総合教育会議	教育大綱見直し（骨子）を協議
1月	第3回総合教育会議	教育大綱見直し（案）を協議
1月～2月	パブリックコメント	
2月		新たな教育大綱を決定